【規程番号　神女大短Ⅰ－005】

神戸女子大学・神戸女子短期大学予算委員会規程

（目 的）

第１条　この規程は、神戸女子大学・神戸女子短期大学に常設する予算委員会（以下「予算委員会」という。）について必要な事項を定める。

（組 織）

第２条　委員会は、次の委員をもって構成する。

(1) 学長
(2) 副学長
(3) 学部長
(4) 短期大学部長
(5) 研究科長
(6) 全学共通教育部長
(7) 学術研究推進部長
(8) 理事（事務統括責任者）

２　委員会に委員長を置き、学長が行う。

３　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

４　委員長が必要と認めた場合は、委員以外の教職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

（審議事項）

第３条　委員会は、神戸女子大学・神戸女子短期大学（以下「本学」という。）予算の編成に関し、次の事項を審議する。

(1) 学園の予算編成方針に基づく本学の方針
(2) 本学各部署から提出された予算案の査定
(3) 本学予算案の決定
(4) その他予算編成に必要な事項

（成立及び議決要件）

第４条　委員会は、委員の３分の２の出席により成立し、議決は、委員全員の合意を必要とする。

（事 務）

第５条　委員会の事務は、総務課（大学庶務担当）が行う。

（規程の改廃）

第６条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。